

●香川県選挙管理委員会告示第67号

令和4年8月28日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

令和4年8月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
高松市選挙区	高松市木太町3606番地6	井上 悟	高松市浜ノ町53番31ー505号	池田 博信
坂出市選挙区	坂出市高屋町956番地5	三好美也子	丸亀市飯山町東小川705番地30	金丸 尚美
善通寺市選挙区	善通寺市大麻町179番地1	百合山義和	坂出市花町3番11号	山西 留美
観音寺市選挙区	観音寺市柞田町甲29番地2	土田 貞志	観音寺市大野原町萩原714番地	藤川 徳光